令和７年度保護観察対象者等就労支援プログラム事業

企画提案募集要項

無職で保護観察を終了した場合の再犯率は有職者の約３倍に上ること、刑務所再入所者の約７割が再犯時に無職であることなどから、再犯防止と安全安心な県民生活のためにも、保護観察対象者等への就労支援を通じた安定した生活基盤の確保が重要である。

一方で、就労を希望するものの就職に至らない対象者も存在する。その要因としては、社会人としてのビジネスマナーや基礎知識の不足のほか、就労意欲の不足、対人関係の困難など対象者の特性、本人の希望業種と求められる能力・知識の乖離等に起因するミスマッチが考えられる。

そこで、対象者の個別ニーズに対応した研修と職場体験等を組み合わせたカリキュラムの提供によりミスマッチ解消と安定的就労につなぎ、協力雇用主の拡大や雇用環境の整備を図ることを目的として、保護観察対象者等就労支援プログラム事業を実施する。

事業実施にあたっては、民間事業者の専門的なノウハウを活用するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集する。

１　募集内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業概要 | 保護観察対象者等を雇用し、神戸保護観察所等関係機関と連携のうえ、研修や職場体験（１ヶ月間）及び就職活動支援（最大３ヶ月間）を実施し、就職を支援する。 |
| 対象者 | 対象：保護観察対象者、保護観察終了者及び刑務所出所者（以下「保護観察対象者等」）  人数：１０名 |
| 限度額 | ７，０５８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）  ※ただし、令和７年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。 |
| 事業期間 | 契約締結の日から最長で令和８年３月３１日まで |
| 提案を募集  する項目 | (1) 保護観察対象者等の募集・雇用方法  ・対象者の募集、選考方法（動画の活用、神戸保護観察所等関係機関との連携）  ・対象者等の雇用管理体制　等  ※カリキュラム参加者の確保や参加意欲の醸成につながるよう、募集用動画を制作しウェブ上で閲覧できるようにすること。必要に応じて、対象者、保護司など関係者別に動画を制作すること。  (2) 研修の実施方法  ・研修の実施方法（①研修場所、保護観察対象者等の特性等を踏まえた②カリキュラム立案での工夫、③就労支援の方向性、④指導体制、⑤研修や職場体験の内容等）  ※共通科目としてのビジネス基礎研修のほか、個別科目として、対象者本人の能力・特性、希望業種等を踏まえた参加者別の科目を設定すること。  (3) 就職活動支援の内容  ・就職活動支援の体制（企業開拓方法、企業のマッチング方法、定着支援の体制、神戸保護観察所等関係機関との連携　等）  (4) 就職活動の継続支援  ・正規雇用化支援・他の就職支援機関での継続支援　等  (5) プログラム実施状況の評価・改善策立案・改善策の反映  ・実施体制（神戸保護観察所等関係機関や専門家との連携）、実施方法（プログラム実施や就職活動支援への反映方法）  (6) 事業実施計画  ・事業スケジュール  ※複数期に分けて実施すること。その場合、期別の開始時期、対象人数等は事業者が任意に設定する。なお、対象者本人の実情にきめ細かく対応し、研修効果を最大限に発揮する観点から、参加者を随時募集し、研修を実施するなど実施期数を細分化することは差し支えない。  ※詳細は別添仕様書を参照 |

２　応募について

|  |  |
| --- | --- |
| 応募期間 | 令和７年２月28日（金曜日）から３月13日（木曜日）17時まで［必着］  （受付時間　土・日・祝日を除く　9:00～12:00及び13:00～17:00） |
| 応募資格 | 事業実施者は、次の全ての要件を満たす者であること。  (1) 兵庫県内に事業所を有し、事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有した、民間企業、ＮＰＯ法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、事業協同組合等）であること。  (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。  (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること。  (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。  (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。  (7) 国、県または市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。  (8) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。  ※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。  ・委託契約前から常時雇用者がいること。  ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。  ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。  ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。  ・その他、事業の実施にあたり、県との打ち合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。 |
| 提出書類 | (1) 企画提案書［様式１］  (2) 事業計画書［様式２］  (3) 事業スケジュール表［様式３］  (4) 経費見積書及び雇用計画書［様式４］  (5) 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）  (6) 県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（下記ア､イ）  ※提出の日において発行から３か月以内のもの  ※県の入札参加資格を有している場合は不要  ア　県税に滞納のない証明  「納税証明書（３）」（兵庫県内の県税事務所が発行）  ※公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（３）の添付に代えて誓約書（別紙様式）を提出すること。  イ　消費税又は地方消費税に滞納のない証明  「納税証明書　その３の３」（本店所在地を所管する税務署が発行）  (7) 法人関係書類  ①法人登記簿謄本　②定款または規約等　③役員名簿  ④決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書または活動計算書等）  (8) その他、県から個別に提出を求められた書類 |
| 提出方法等 | (1) 提出先  〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１  兵庫県産業労働部労政福祉課労使企画班  (2) 提出方法  郵送（書留に限る。応募期間内必着）または、持参（受付時間内に限る）  (3) 提出部数  正本１部　副本６部  ・様式１～４については原則Ａ４縦で両面印刷  ・目次を作成し、通しでページ番号を付すこと  ・インデックスは不要  ・提出書類(5)～(7)は正本１部の提出のみで可  (4) 留意事項  ・提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。  ・応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。  ・提出された資料について問い合わせを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求めることがある。  ・提案が採択され、受託した事業について、事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し、委託料の支払いを行わないことがある。また、既に支払っている委託料がある場合にはその一部または全部の返還を求めることがあり、さらに損害賠償等を求めることがある。 |

３　審査について

|  |  |
| --- | --- |
| 審査方法等 | (1) 審査方法  提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする企画提案コンペ審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。必要に応じて、プレゼンテーション審査を実施する場合がある。  (2) 審査会日程  企画提案コンペ審査会は、令和７年３月中旬に実施予定  (3) 審査基準  「事業遂行能力」「事業の具体性、創造性、効率性」「研修、就職活動支援の内容」「事業内容・事業目標の実現可能性」を中心に審査を行う。  (4) 失格について  以下の項目に該当する場合は、失格とすることがある。  ・県労政福祉課を通じないで、県関係者に対しコンペに関する問い合わせ等をした場合  ・審査委員または関係者に、コンペに関する援助を直接または間接に求めた場合  ・応募時に提出した書類が、本要項に示された要件を満たしていない場合、または虚偽の内容が記載されている場合  ・その他、直接または間接に、公正な審査を妨げた場合  (5) その他  ・審査結果は、応募者全員に対して、文書で通知する。  ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。 |

４　その他の事項

|  |  |
| --- | --- |
| 契約形態 | 委託契約 |
| 契約締結日 | 委託契約の締結日については、令和７年４月初旬を予定 |
| 契約保証金 | 兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、以下の場合は全部又は一部を免除する。  ・保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合  ・過去２年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合 |
| 委託料の  支払い | (1) 支払いの方法  委託料の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとする。  ただし、委託先の実情によっては、前払いを行う場合があるが、その場合においても、最終的には実績確認に基づく精算を行う。  (2) 委託金額の変更  事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。 |
| 業務報告 | (1) 事業の進捗については、毎月、所定の様式により県に報告すること。  (2) 事業実施期間終了後は、所定の様式により事業実施報告書を提出すること。 |
| その他 | (1) 事業の実施については、法令の定めを遵守し、委託契約書の内容に従うこと。なお、それらに記載のない事項について疑義が生じた場合には、県と協議の上、その指示に従うこと。  (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。  (3) 令和７年度兵庫県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合には、本件企画提案募集及び事業実施について停止等を行うことがある。 |
| 事業  スケジュール | 令和７年２月２８日　募集開始  ３月１３日　応募〆切  中旬　審査会開催  ４月初旬　委託契約締結 |

５　問い合わせ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１

兵庫県産業労働部労政福祉課労使企画班

ＴＥＬ：078-362-3358　　ＦＡＸ：078-362-3392

メールアドレス：rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp